

資料 3

令和8年(2026年)1月 27日
八王子市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
高齢者いきいき課

高齢者計画・介護保険事業計画策定部会の廃止について

決議(案)

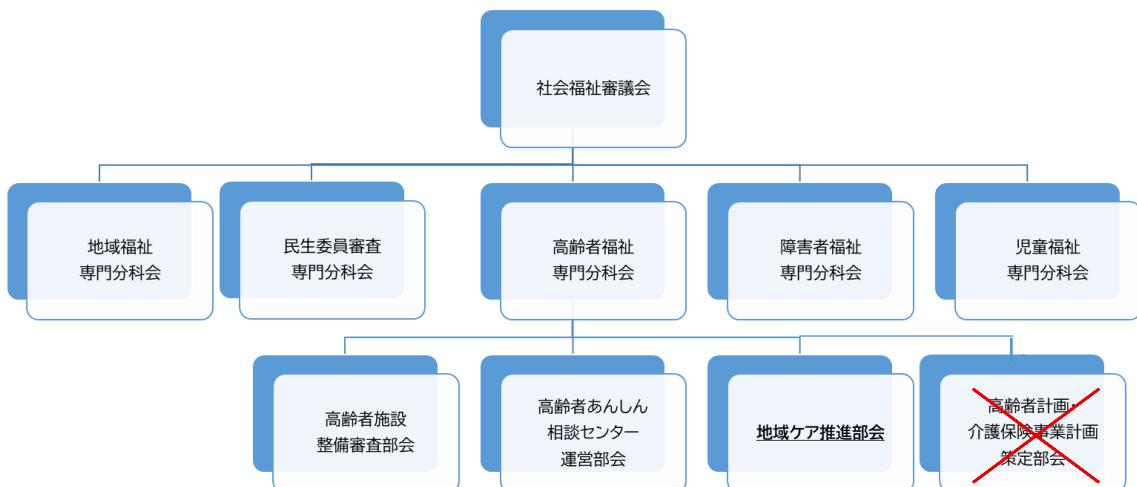
八王子市社会福祉審議会条例第 7 条第 2 項の規定に基づき設置された高齢者計画・介護保険事業計画策定部会を廃止する。

【参考】

1 部会廃止の目的

高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に係る事項について、高齢者福祉専門分科会本体で審議することを予定しており、高齢者計画・介護保険事業計画策定部会を置く必要がなくなったため。

【社会福祉審議会の体系図（案）】



2 令和8年度高齢者福祉専門分科会の開催予定

(1) 日程

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 第1回 | 令和8年(2026年)4月16日(木)10:00~12:00 |
| 第2回 | 令和8年(2026年)6月29日(月)14:00~16:00 |
| 第3回 | 令和8年(2026年)8月20日(木)14:00~16:00 |
| 第4回 | 令和8年(2026年)10月13日(火)10:00~12:00 |
| 第5回 | 令和8年(2026年)12月4日(金)14:30~16:30 |
| 第6回 | 令和9年(2027年)2月22日(月)14:00~16:00 |

(2) 場所

八王子市役所本庁舎 事務棟8階 801会議室

3 参考条文

八王子市社会福祉審議会条例(平成26年条例第30号)【抜粋】

(部会)

- 第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- (1)～(3) 略
- 2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。
- 7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。